

与謝野町教育大綱

与 謝 野 町

与謝野町教育委員会

平成30年11月

[計画の趣旨と位置付け]

平成27年4月1日、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が施行され、すべての地方自治体に「総合教育会議」の設置が義務付けられ、首長と教育委員会が協議・調整を尽くし、首長が教育大綱を策定することとされました。そこで本町においても町長と教育委員会が連携して効果的な教育行政の推進を図るため、同会議を設置しました。

この大綱は、その総合教育会議において、同改正法第1条の3第1項の規定に基づき、本町の教育に関する基本的な計画として、教育、学術及び文化の振興に関する施策の大綱として、平成27年に策定しましたが、計画期間が満了したことに伴い、今回改訂するものです。

なお、具体的な施策の推進にあたっては、本大綱の方針に基づき、教育委員会が策定する「学校教育の重点」及び「社会教育の重点」により、各種施策を進めることとします。

[大綱の構成]

1. はじめに
2. 教育理念及び基本目標
3. 計画の期間

1. はじめに

与謝野町町民憲章には、「豊かな自然と歴史に育まれた郷土を誇りに思い、お互いが思いやり、元気あふれる住み良い町を築く」と定められています。平成20年1月に制定されたこの憲章は宣言されたときから現在に至るまで、広く町民の皆さんと共有されてきた「まちの未来像」です。

その「まちの未来像“人・自然・伝統 与謝野で織りなす新たな未来”」を実現するために、私たちは、「みんなの知恵と技術で、新しい価値を生むまちづくり」を推進しており、教育の分野においては、第2次与謝野町総合計画基本計画に「魅力ある教育が活力ある人や地域を創るまち」を掲げて、教育の振興を図っているところです。

平成27年4月に「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」が施行されたことに伴い、本町においても、町長と教育委員会で組織する総合教育会議を設置し、教育大綱を策定するために議論を進めてきました。主題は、「未来を生きる子どもたちにとって必要な力、そして、教育とは何か」でした。

今日、私たちは大きな変化の時代を生きています。例えば、社会の基本をなす人口構造をみると、1972年、1993年、2014年、それぞれの国民平均年齢は、32歳、39歳、46歳です。そして、2050年には53歳となろうとしています。まさに人口の構造がピラミッド型から逆ピラミッド型に近い形へと変貌を遂げてしまうような、大変化の過程にあります。つまり、過去の時代の定説が、激動する現在には通用しなくなりつつあることを意味しています。

その荒波の中で生きる子どもたちが、新たな思考と行動で時代を切り拓いていけるよう、明確な教育理念のもと、家庭・地域・学校・行政等の関係機関が一体となり、全町体制で推進していかなければなりません。

私たちは、より良い教育の根底には子どもたちとの信頼関係が必要不可欠であり、それはともに学び、成長する喜びを分かち合うことで育まれると考えています。ともに学び、成長する喜びを分かち合う。この言葉を胸に与謝野町の教育を進めることを、ここに固く決意します。

与謝野町長 山 添 藤 真

2. 教育理念及び基本目標

【教育理念】

世界中の国や地域で、自らの責務を果たすことができ、自信と思いやりにあふれ、創造的に未来を開拓する精神をもつ人間を育む

【基本目標】

(1) 学力

児童生徒の学力の状況を的確に把握・分析し、個に応じた指導を実践することで、知的好奇心の向上を図り、質の高い総合的な学力を育む

(2) 思考力

創造性は与えられるものではなく、思考を通じた適切なプロセスから得られる結果。ものづくりやデザイン教育を通じて、多角的な思考力を育む

(3) 体力

健全な心身の発達を促し、明るく豊かで生きがいのある生活を送れるよう、生涯にわたって体育・スポーツに親しむことができる資質や能力を育む

(4) 受容性

人権学習や異文化交流、与謝野学を通して、人の個性や価値観の多様性を認め、自他を尊重する心と実践力を育む

(5) 社会性

価値観が多様化する多文化共生の時代において、人間関係を形成し、円滑に維持するためのコミュニケーション力を育む

(6) 教育環境

家庭はすべての教育の原点。ともに学び、成長する喜びを分かち合う家庭教育を地域全体で支えるやさしい社会を育む

3. 計画の期間

【計画の期間】

計画の期間は、平成30年度から平成34年度までの5年間とします。なお、必要に応じ教育大綱の内容を見直すこととします。